

赤穂市手話施策推進会議設立趣意について

趣 意

平成１８年に国連において採択された「障害者の権利に関する条約」及び平成２３年に改正された「障害者基本法」において、手話は言語として位置づけられたことを受け、本市においても平成３０年に「赤穂市みんなの和を広げる手話言語条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

近年、障がいの有無に関わらず、誰もが尊重しあえる思いやりに満ちたやさしい共生社会を目指すため、手話の普及を図り、手話で意思疎通が図りやすい環境を構築することが一層求められています。

そこで本市では、条例第６条第３項に基づき、ろう者（難聴者）、手話奉仕員その他の関係者で組織する推進会議を設置し、同条第１項に規定する市の施策の実施状況等について広く意見を聴くと共に、施策の更なる推進を図り、全ての市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。